

新NISAとiDeCoを7つの項目で比較

国民の安定的な資産形成を支援するために、国が後押ししている制度としてNISAやiDeCoがあります。これらの制度について7つの項目を比較しながら、制度の違いを確認しましょう。

NISA と iDeCo

NISA（ニーサ）とは、2014年1月にスタートした「少額投資非課税制度」です。イギリスのISA（個人貯蓄口座）をモデルとした日本版ISAとして、愛称がNISAとなっています。

iDeCo（イデコ）とは、2002年1月にスタートした「個人型確定拠出年金」で、公的年金（国民年金・厚生年金）とは別に給付を受けられる、加入が任意の私的年金制度の一つです。英語表記の単語の一部から構成された愛称としてiDeCoとなっています。

NISAもiDeCoも、自ら資金を運用して将来に向けた資産形成を図りやすくするために、税金の面で優遇されるなど、国が法を整備し促進している制度です。

7項目の制度比較

ここでは2024年1月からスタートした新NISAと、iDeCoについて7項目を比較します。これらの制度を利用する場合、ご自身のライフプランにあった使い分けをされるとよいでしょう。

【新NISAとiDeCoの主な比較（7項目）】

	新NISA		iDeCo
	つみたて投資枠	併用可 成長投資枠	
加入可能年齢	18歳以上（その年1月1日時点）		原則20歳以上65歳未満 （公的年金被保険者）
拠出限度額	年間120万円	年間240万円	年間14.4万～81.6万円 ^{※2}
	非課税保有限度額1,800万円（うち成長投資枠1,200万円） ^{※1}		
投資可能商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託（金融庁基準限定）	上場株式・投資信託等（一定のものは除外）	投資信託、保険商品、定期預金等
購入方法	定期的・継続的に積み立て	自由	定期的・継続的に積み立て
投資期間	恒久		拠出：最長65歳になるまで 運用：最長75歳になるまで
受け取り	引き出し可能		原則60歳以降の受け取り
税の優遇	運用益（売却益・配当・分配金）が非課税		<ul style="list-style-type: none">● 運用益が非課税● 加入者が拠出した掛金は全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）● iDeCo+を利用した事業主が拠出した掛金は全額損金算入● 受取時に、一時受取は退職金として退職所得控除、年金受取は公的年金として公的年金等控除が適用

（※1）簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）

（※2）国民年金のみに加入の自営業者等：68,000円/月、会社員：企業年金無し23,000円/月、企業年金有り最大20,000円/月（企業年金加入状況により異なる）、公務員：12,000円/月、専業主婦（夫）等：23,000円/月

参考：厚生労働省「iDeCoの概要」、金融庁「NISAについて」